

介護保険法のサービス種類による区分

	サービスの種類	「介護給付費等支払決定額内訳書」のサービス名	計上区分			
			社会保険分 医療収入	その他の収入		
指定居宅サービス 指定介護予防サービス	訪問 通所	訪問介護 (ホームヘルプ)	訪問介護		○	
		訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護 予防訪問入浴介護		○	
		訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護 予防訪問看護	○		
		訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリ 予防訪問リハビリ	○		
		通所介護 (デイサービス)	通所介護		○	
		通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	通所リハビリ 予防通所リハビリ	○ ※	○ ※	
		福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与 予防福祉用具貸与		○	
	(シ ョ ー ト ス テ イ)	短期入 所	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護 予防短期入所生活介護		○
			短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	短期入所老健施設 予防短期入所老健施設	○ ※	○ ※
			短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	短期入所医療施設 予防短期入所医療施設	○ ※	○ ※
			短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	短期入所医療院 予防短期医療院	○ ※	○ ※
		居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 予防居宅療養管理指導	○		
		特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設生活介護 予防特定施設生活介護		○	
指定居宅介護支援 指定介護予防支援	居宅介護支援 介護予防支援	居宅介護支援 介護予防支援		○		
指定施設サービス等	介護福祉施設サービス (特別養護老人ホーム)	介護福祉施設		○		
	介護保健施設サービス (老人保健施設)	介護保健施設	○ ※	○ ※		
	指定介護療養施設サービス (療養病床等)	介護医療施設	○ ※	○ ※		
	介護医療院サービス	介護医療院	○ ※	○ ※		
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 複合型サービス 地域密着型通所介護 他	種々		○		

※ 平成17年10月より全額自己負担となった居住費・食費(食材料費及び調理費)・滞在費は「その他収入」である。(「介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護保険法による保険給付の対象外となった。)また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」・「特定入所者介護予防サービス費」も「その他収入」である。(「介護給付費等支払決定額内訳書」に記載あり。)